

地震・津波編附編

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

防災対策推進計画

目次

第1節	総則.....	1
第1	推進計画の目的.....	1
第2	定義.....	1
第3	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1
第2節	関係者との連携協力の確保.....	2
第1	資機材、人員等の配備手配.....	2
第2	他機関に対する応援要請.....	2
第3	帰宅困難者への対応.....	2
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	3
第1	津波からの防護.....	3
第2	津波に関する情報の伝達等.....	3
第3	避難指示等の発令基準.....	3
第4	避難対策等.....	3
第5	消防機関等の活動.....	5
第6	水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	5
第7	交通.....	5
第8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	6
第9	迅速な救助.....	7
第4節	後発地震への注意を促す情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項.....	8
第1	後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等.....	8
第2	後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知.....	8
第3	災害応急対策をとるべき期間等.....	8
第4	市のとるべき措置.....	8
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	9
第6節	防災訓練計画.....	10
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	11

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw7.0以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

2 後発地震への注意を促す情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の基本的役割は、総則編「第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。（総則-4参照）

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

備蓄・物流体制の整備については、第2編 地震・津波編「第1章 第10節 第1 備蓄・物流体制の整備」に準ずる。（地震・津波-34参照）

- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を都府県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、銚子市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることについては、第2編 地震・津波編「第2章 第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援」に準ずる。（地震・津波-100 参照）

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

- 1 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2編 地震・津波編「第1章 第2節 第3 津波避難対策」に準ずる。（地震・津波-11参照）

第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、第2編 地震・津波編「第2章 第4節 1 津波警報等の伝達」に準ずる。（地震・津波-79参照）

第4 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地域は、市ハザードマップの津波浸水想定区域とする。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地域の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲

- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難指示等の伝達方法
 - (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備するものとする。
- 4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 7 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制を整備するものとする。
- 8 避難所における救護上の留意事項
- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 都府県に対し都府県及び他の市が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 9 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な使用者によるブレーカーを切る（落とす）等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

指定公共機関東日本電信電話株式会社等は、必要な措置を実施するものとする。

5 放送

指定地方公共機関千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送及び株式会社ベイエフエムが行う措置は、第1編 総則「第2節 第6 指定地方公共機関」に準ずる。（総則-9 参照）

第7 交通

1 道路

- (1) 市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上及び航空

- (1) 銚子海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。
- (3) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど、安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じるものとする。
- (2) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市消防本部は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市消防本部は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市消防本部は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 後発地震への注意を促す情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2編 地震・津波編「第2章 第2節 情報収集・伝達体制」に準ずる。（地震・津波-59参照）

2 市の災害に関する会議等の設置

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第2編 地震・津波編「第2章 第1節 災害対策本部活動」に準ずる。（地震・津波-49参照）

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第2編 地震・津波編「第2章 第2節 第3 広報計画」に準ずる。（地震・津波-68参照）

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発表に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

1 後発地震に対して注意する措置

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設等避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

第2編 地震・津波編「第1章 第11節 第1 防災拠点の整備」に準ずる。

(地震・津波-39 参照)

2 避難場所の整備

第2編 地震・津波編「第1章 第11節 第1 防災拠点の整備」に準ずる。

(地震・津波-39 参照)

3 避難経路の整備

第2編 地震・津波編「第1章 第11節 第1 防災拠点の整備」に準ずる。

(地震・津波-39 参照)

4 土砂災害防止施設

第2編 地震・津波編「第1章 第7節 1 土砂災害の防止」に準ずる。

(地震・津波-25 参照)

5 津波防護施設

第2編 地震・津波編「第1章 第2節 第4 津波防護施設等の整備」に準ずる。

(地震・津波-14 参照)

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

第2編 地震・津波編「第1章 第4節 2 消防力の強化」に準ずる。(地震・津波-19 参照)

7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

第2編 地震・津波編「第1章 第10節 第4 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

(地震・津波-37 参照)

8 通信施設の整備

(1) 市防災行政無線

第2編 地震・津波編「第1章 第9節 第1 市の情報連絡体制の強化」に準ずる。

(地震・津波-32 参照)

(2) その他の防災機関等の無線

第2編 地震・津波編「第1章 第9節 第2 防災関係機関の情報連絡体制の強化」に準ずる。

(地震・津波-33 参照)

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都府県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は後発地震への注意を促す情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 後発地震への注意を促す情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報等が出された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。